

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和6年4月25日

分任支出負担行為担当官

根釧東部森林管理署長 鷹野 孝司

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物件名 根釧東部森林管理署別海森林事務所アスベスト含有調査業務
(オープンカウンター方式による見積合わせ)
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別紙内訳書のとおり
- (4) 履行期限 契約締結の翌日から令和6年7月16日（火）まで

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』においてA、B、CまたはDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。または、根釧東部森林管理署随意契約登録者名簿の登録者であること。なお、随意契約登録者名簿に登録されていない者であっても、所定の手続きを行い、契約の履行が確実と認められた場合は随意契約登録者名簿に登録することができますので、以下の3（2）に示す担当までお問い合わせ下さい。
- (4) 次の何れかに該当する者を調査者として配置できること。
 - ア 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を終了した建築物赤面含有建材調査者
 - イ 石綿作業主任技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者

ウ 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- (4) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(3)及び(4)の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

(1) 仕様書等を示す場所及び問い合わせ先

根釧東部森林管理署 総務グループ 主任事務管理官

〒086-1652 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

電話 0153-82-2202 IP: 050-3160-6675

(2) 見積書の提出先

根釧東部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

〒086-1652 北海道標津郡標津町南2条西2丁目1番16号

電話 0153-82-2202 IP: 050-3160-6675

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和6年4月25日(木)から受け付け、令和6年5月14日(水)を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限りません。
- (2) 見積書の提出にあたっては、持参の他、郵送等による提出も認めますが、上記(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名) 見積書在中」と必ず朱書きして下さい。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載して下さい。なお、様式については6に示す北海道森林管理局見積心得に規定された様式です。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、原則として契約の相手方と決定した者へのみ見積書の提出期限以後概ね1~2日(閉庁日除く)中に通知します。
- (2) 契約額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とします。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

7 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

8 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

9 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (4) 完成検査完了後の支払いにあたっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いいたします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>

をご覧ください。